

# **水産金融制度一覧**

**(令和2年4月1日現在)**

**長崎県水産部 水産経営課**

## ＜水産制度資金をご利用の皆様へ＞

長崎県の水産金融制度は、漁業などを営まれる皆様が漁船、漁具などの設備を整えるための資金を借り入れたり、運転資金を調達する際の利子負担を軽減するため、県の予算で利子補給金を融資機関に補助するなどの方法により低利で資金の融通を図ることを目的とした制度です。

この「水産金融制度一覧」は本県の水産業に携わる多くの皆様に金融制度資金の趣旨をご理解いただき、資金を有効に活用していただくよう作成いたしました。

資金の有効活用により、漁業経営の改善・強化を図り、本県の水産業ならびに漁村地域の振興に寄与されますことを期待しております。

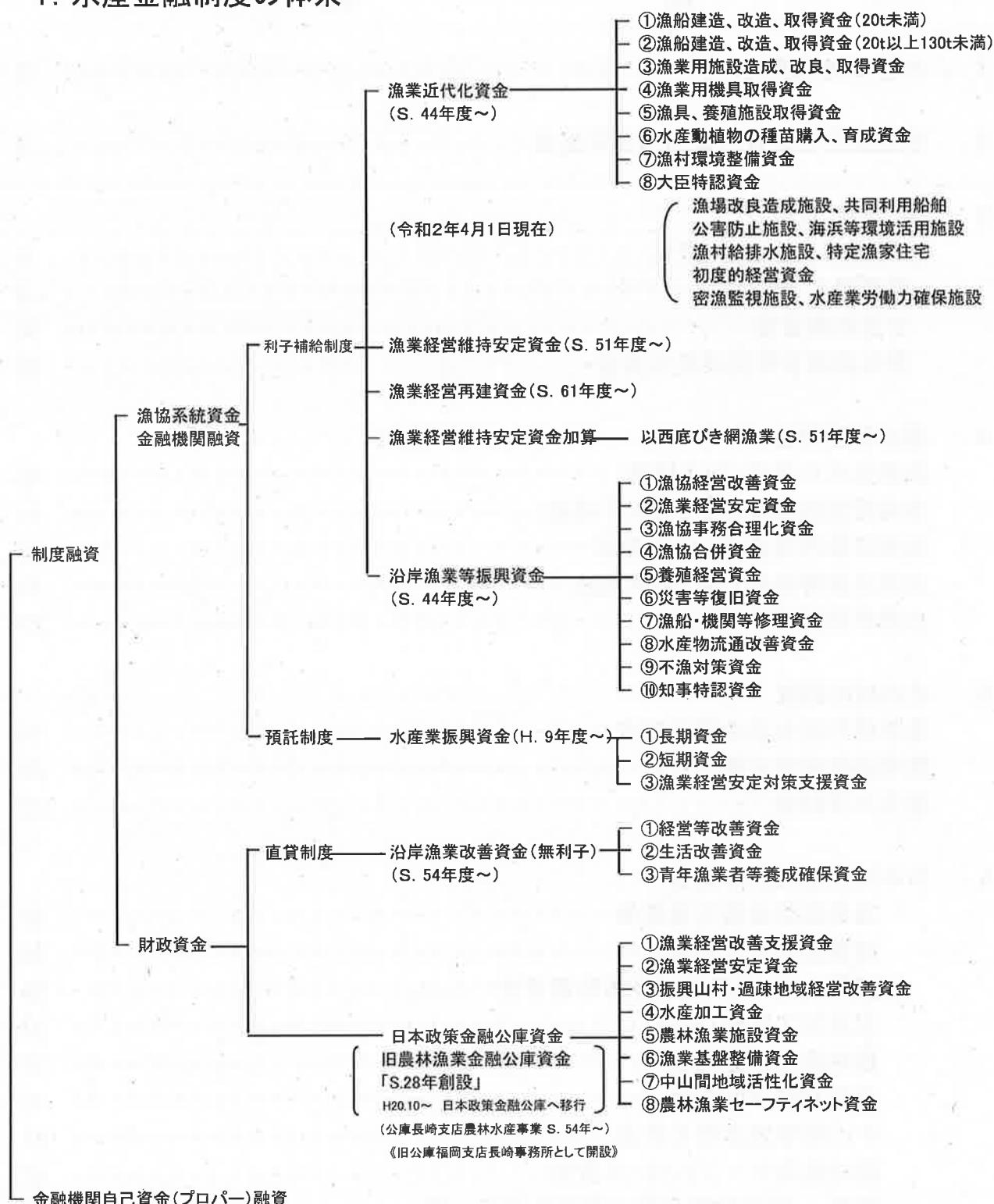
- ※ (なお、本誌に記載した利率は、令和2年4月1日現在の利率です。)
- ※ (利率は変動します。)

# 目 次

1.	水産金融制度の体系	2
2.	制度資金の融資対象別対応早見表	3
3.	国の制度資金	
	沿岸漁業改善資金(直貸)	6
	経営等改善資金	8
	生活改善資金	10
	青年漁業者等養成確保資金	10
4.	県の制度資金	
	漁業近代化資金(利子補給)	12
	漁業経営維持安定資金(利子補給)	14
	漁業経営再建資金(利子補給)	16
	沿岸漁業等振興資金(利子補給)	18
	水産業振興資金(預託)	20
5.	その他の制度	
	漁業信用基金協会保証制度	24
	漁業経営安定対策	26
	漁業共済制度	27
6.	日本政策金融公庫資金	
	漁業経営改善支援資金	30
	漁業経営安定資金	34
	振興山村・過疎地域経営改善資金	36
	水産加工資金	37
	農林漁業施設資金	38
	漁業基盤整備資金	40
	中山間地域活性化資金	41
	農林漁業セーフティネット資金	42
	別表 日本政策金融公庫資金利率一覧	43

# 1. 水産金融制度の体系

水産金融



## 2. 制度資金の融資対象別対応早見表

〔融資対象別対応早見表〕 (R2.4.1現在)		国 の 資 金  改 善 化 化 代 持 建 振 興 援	県の制度資金					日本政策金融公庫資金							
			維 持 建 振 興 援	再 建 振 興 援	沿 沿 建 振 興 援	水 產 業 振 興 援	改 善 支 善 經 營 定 善 過 程 營 定 善 水 產 加 工 業 農 林 漁 業 施 設 主 務 大 臣 共 利 用 漁 港 漁 場 基 盤 整 備 漁 漁 港 場 中 山 間	セ ー フ テ イ							
対象施設・事業 (資金使途)	主な末端金利 (年利%)	0 · 00	0 · 10	0 · 10	0 · 10	0 · 10	2 · 58	別表(43ページ)のとおり							
漁船	漁船建造・改造・取得 (含機関、機器等) 20t未満 20t以上	○	○				○	○	○	○	○				
・漁具	機関、機器(10t未満)	○	○				○	○	○						
施設・機具	漁船・漁具修理施設	○					○	○	○			○	○		
	倉庫	○					○	○	○		○	○	○		
	製氷・冷凍・冷蔵施設	○					○	○	○	○	○	○	○		○
	荷さばき所	○					○	○				○	○		
	給水・給油施設・機具	○					○	○				○	○		
	水産物運搬施設・機具	○					○	○	○		○				○
	水産物販売施設	○					○	○	○		○				○
	水産物処理加工施設	○					○	○	○	○	○	○	○		○
	漁場改良造成施設	○					○	○	○	○	○	○	○		○
	通信・情報処理施設・機具	○					○	○	○		○				○
	研修・集会施設	○					○	○	○		○				○
	種苗生産施設・機具	○					○	○				○	○		○
	漁場改良造成用機具	○					○	○				○	○		○
養殖	養殖施設・機具	○	○				○	○	○		○	○	○		
	養殖用種苗購入育成	○	○				○	○	○						
漁業経営	初度の経営	○	○				○	○							
	新養殖技術導入	○					○	○							
	維持・再建・負債整理		○	○	○	○		○							○
	借換								○						
	不漁対策				○										
	減船補償							○							
	運転資金					○	○								
漁家	給排水施設	○										○	○		○
	特定漁家住宅	○													
	漁家生活改善	○													
漁協	漁協事務合理化機器						○	○				○			
	通信・情報処理施設・機具	○						○				○			○
	漁協経営・安定					○									
	借換														
	共同利用施設	○						○	○			○	○		○
	監視船、指導船、運搬船	○						○				○			
	運転資金							○							
災害	公害防止						○	○					○		
	災害復旧						○	○	○			○	○		○
その他	種苗放流														
	後継者育成														
	青年漁業者等養成・確保	○													
	漁協合併					○									
	新技術・新漁場開発														
	省力・省エネ														
	海浜等環境活用施設	○						○				○			○
	加工業者運転							○				○			
	加工業者経営維持														
	外国漁船被害														
	水産業労働力確保	○													
	流通高度化の取組に必要な簡易施設、装置、機器														
	セーフティネット(燃油)・積立 ぶらすの積立金						○								



### 3. 国の制度資金

(県直貸)

○沿岸漁業改善資金

# 沿岸漁業改善資金

## 1. 制度の趣旨

沿岸漁業者等の経営や生活の改善、及び青年漁業者等の養成確保を図ることを助長するため、国と県で造成した財政資金を直接無利子で貸し付ける制度で昭和54年度から実施されたものです。(根拠法「沿岸漁業改善資金助成法」)

## 2. 借受資格者

ア. 沿岸漁業の従事者たる個人(20トン未満の漁船漁業者等)

イ. 中核的漁業者協業体(20トン未満の漁船漁業者等)

ウ. 沿岸漁業従事者の組織する生産組合

エ. " 漁業協同組合

オ. " 協業体(イ、ウ、エを除く)

カ. 沿岸漁業を営む会社

(注. ア、ウ、エ、オの従事者には沿岸漁業を営む者を含む)

キ. 認定中小企業者(農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって、同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者をいう。)

ク. 促進事業者(六次産業化法第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行う者をいう。)

※ 県税を完納していること。

## 3. 融資機関

県

## 4. 貸付対象

水産業普及指導センターの普及計画に基づいて、別表に掲げる設備を設置する場合、または行う事業。

## 5. 貸付条件

ア. 貸付率 事業費の100%以内とする。

イ. 貸付限度額 1借受者ごとの貸付金の合計額で2,800万円(中核的漁業者協業体にあっては5,000万円)以内とする。

ウ. 担保 連帯保証人(物的担保を徴する場合もある。)

エ. 貸付期間 別表のとおり

## ※保証人手続の改正について

平成29年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されました。これに伴い、個人の方が連帯保証人となる場合には、次のような新しいルールが適用されます(原則)。

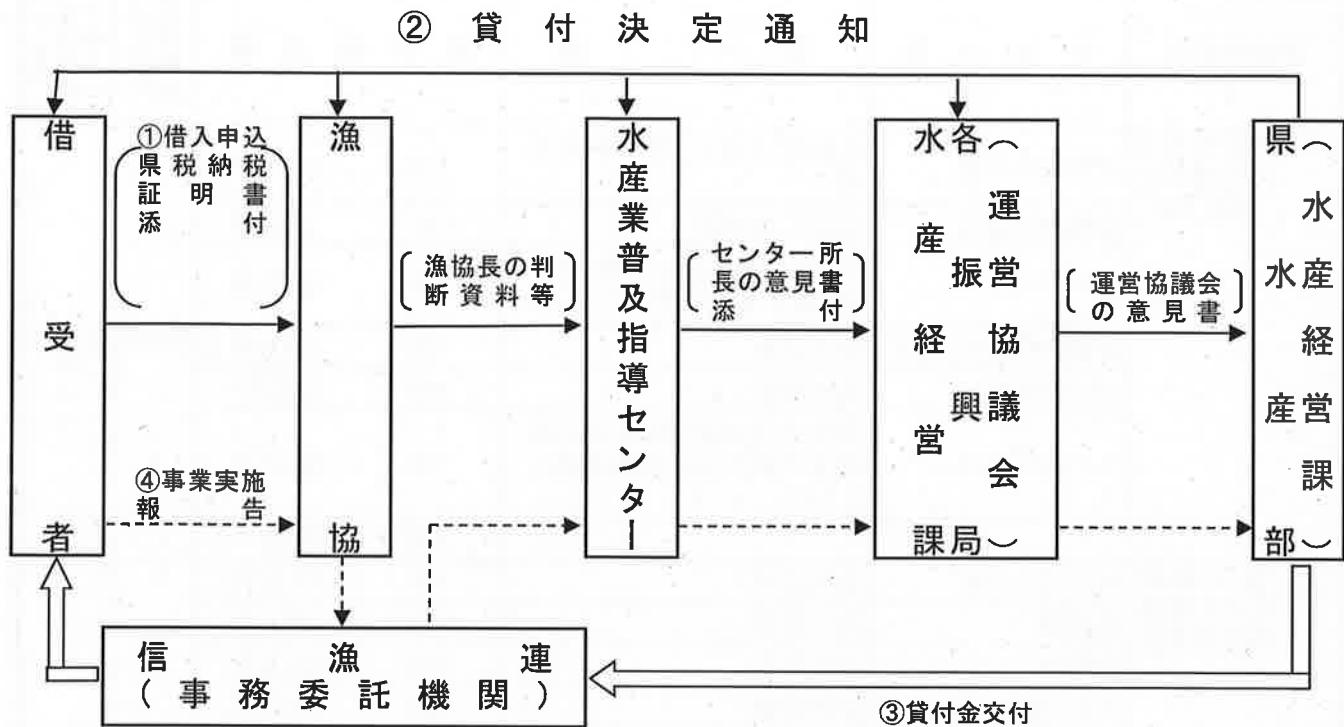
### (1)公証人による保証意思確認手続

法人や個人事業主が事業用の融資を受ける際に、その事業に関与していない第三者が保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思確認の手続を経なければならなくなります。この手続を経ないで締結した保証契約は無効となってしまいます。

### (2)保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務

事業のために負担する債務について保証人になることを他人に依頼する場合には、主債務者は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、主債務者の財務状況、他の債務の額や履行状況及び主債務に付される担保の有無について情報を提供しなければなりません。

## 6. 制度のしくみ



別表  
(経営等改善資金)

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間(年以内)	左据置期間(年以内)
(1) 操船作業省力化機器等設置資金	自動操舵装置	電動又は油圧、電子制御方式	1台 100万円	7 ※特例 9	1 ※特例 ア 3 イ 1 ウ 3
	遠隔操縦装置	電動又は油圧	1台 50万円		
	レーダー	物標を3階調以上で電波法第4条の免許を受けたもの	1台 180万円		
	自動航跡記録装置	型式認定	1台 120万円		
	GPS受信機	型式認定	1台 130万円		
	サイドスラスター	電動又は油圧、腐食及び漁網等の絡み防止対策を施したもの	1台 400万円		
		(合計で 500万円)			
(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機	型式認定	1件 500万円	7 ※特例 9	1 ※特例 ア 3 イ 1 ウ 3
	揚縄機	型式認定	1台 120万円		
	揚網機	型式認定	1台 120万円		
	カラー魚群探知機	型式認定	1台 150万円		
	海水冷却装置	型式認定	1台 180万円		
	巻取りワインチ	型式認定	1台 500万円		
	放電式集魚灯	型式認定	1セット 200万円		
	漁業用クレーン	型式認定	1台 400万円		
	漁業用ソナー	型式認定	1台 500万円		
	漁獲物等処理装置	水揚げ、運搬及び選別並びに出荷前の一次処理のためのもので、処理作業の省力化が図られるもの(漁船及び車両を除く。)	1台 500万円		
(3) 補機関等駆動機器等設置資金	海水殺菌装置	漁獲物等への残留性及び悪影響がなく、漁船搭載の場合は振動等による破損防止対策が施されているもの	1台 300万円	7 ※特例 9	1 ※特例 ア 3 イ 1 ウ 3
	潮流計	型式認定	1台 500万円		
		(合計で 500万円)			
(4) 燃料油消費節減機器等設置資金	補機関(動力取出装置付推進機関を含む)	冷態始動が可能(推進機関はディーゼルで外部軸受装置及びクラッチ付)	1台 400万円	7 ※特例 9	1 ※特例 ア 3 イ 1 ウ 3
	油圧装置	安全弁を有すること、ディーゼル又は電動で駆動し、緩衝装置付	1台 500万円		
		(合計で 500万円)			
※償還期間・据置期間の沿岸漁業改善資金助成法の特例:					
ア 農商工等連携促進法第14条 イ 農林漁業バイオ燃料法第10条 ウ 六次産業化法第11条					

## (経営等改善資金)

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間 (年以内) ※特例	左据 (年以内 のうち 期間)
(5) 新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗購入又は生産、餌料の購入	農林水産大臣が定める基準に基づく魚種及び養殖技術	400万円	4 ※特例 5	2 ※特例 ア3 イ2 ウ3
(6) 資源管理型漁業推進資金	農林水産大臣が定める基準に基づき水産資源の管理に関する取決めを締結して、水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金		1,200万円	10 ※特例 12	3 ※特例 ア5 イ3 ウ5
(7) 環境対応型養殖業推進資金	農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金		2,000万円 漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあっては、1,200万円	10 ※特例 12	3 ※特例 ア5 イ3 ウ5
(8) 乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり 安全カバー装置 揚網機安全装置	ストームレールの設置 歯車等運動部の囲い 揚網機に体を巻き込まれた際に、揚網機を緊急に停止させる等の装置を有する	50万円 50万円 40万円	5	1
			(合計で 150万円)		
(9) 救命消防設備購入資金	救命胴衣 消化器 イーパブ レーダートランスポンダ	船舶安全法の型式承認を受け検定に合格したもの	10万円 60万円 65万円	2 5	— —
	小型漁船緊急連絡装置の購入費用	緊急時に自動又は手動により船舶名及び発生位置等の情報(信号)が漁船に搭載された無線機を通じて海岸局側の無線機に発信されるもの	130万円		
			(合計で 130万円)		
(10) 漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置 甲板下の魚そう設置	小型漁船安全規則の規定に基づく 甲板上の魚そうを甲板下に設置する改造	30万円 100万円	5	1
			(合計で 150万円)		
(11) 漁船衝突防止機器等購入資金	レーダー反射器 無線電話	有効反射面積10m <sup>2</sup> 以上 船舶局のみ(1W~5W)	40万円 40万円	5	—
			(合計で 120万円)		
(12) 漁具損壊防止機器等購入資金	灯火付ブイ レーダー反射器付ブイ	2海里離れた所から視認できること 有効反射面積2m <sup>2</sup> 以上	個人 70万円 法人 130万円	5	—
(13) エアー方式投餌機設置資金	エアー方式投餌機	圧縮空気を用いて速度調整可能	250万円	5	1

※償還期間・据置期間の沿岸漁業改善資金助成法の特例:

ア 農商工等連携促進法第14条 イ 農林漁業バイオ燃料法第10条 ウ 六次産業化法第11条

(生活改善資金)

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間 (年以内)	左据置期間 (年以内)
(1) 生活合理化設備資金	し尿浄化装置、改良便そう		30万円	3	-
	自家用給排水施設 (動力ポンプを除く)		10万円	2	-
	太陽熱利用温水装置		10万円		
(2) 住居利用方式改善資金	居室		150万円	7	-
	炊事施設				
	衛生施設				
	家事室				
(3) 婦人高齢者活動資金	機器等、生産活動に用いる費用	共同で行うもの	80万円	3	-

(青年漁業者等養成確保資金)

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間 (年以内)	左据置期間 (年以内)
(1) 研修教育資金	研修受講費用 (旅費等)	農林水産大臣が定める基準に基づく	国内 180万円	5	1
			国外 100万円		
			(合計で 180万円)		
(2) 高度経営技術習得資金	近代的な経営方法又は技術の習得に必要な費用	農林水産大臣が定める基準に基づく	150万円	5	-
(3) 漁業経営開始資金	近代的な沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用	農林水産大臣が定める基準に基づく	2,000万円 中核的漁業者協業体にあっては5,000万円 区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあっては800万円	10 ※特例 12	3

※償還期間の沿岸漁業改善資金助成法の特例:農林漁業バイオ燃料法第10条

## 4. 県の制度資金

(利子補給)

- 漁業近代化資金
- 漁業経営維持安定資金
- 漁業経営再建資金
- 沿岸漁業等振興資金

(預託)

- 水産業振興資金

# 漁業近代化資金

## 1. 制度の趣旨

漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を図る目的で、昭和44年度から実施された資金で、信漁連等の融資機関が漁業者等に長期かつ低利の資金を融通できるように県が利子補給を行う制度です。（根拠法「漁業近代化資金金融通法」）

## 2. 借受資格者

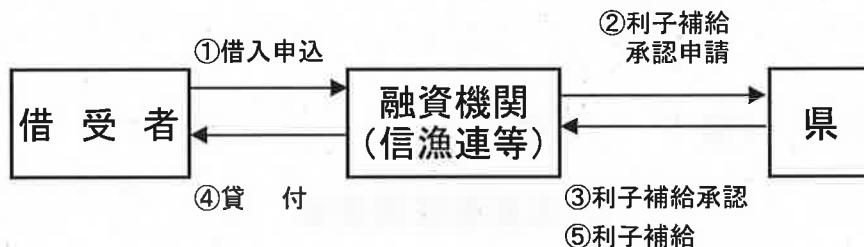
- |                  |   |
|------------------|---|
| ア. 漁業を営む個人・法人    | 工. 漁業協同組合、同連合会                                |
| イ. 漁業生産組合        | オ. 水産加工業協同組合、同連合会                             |
| ウ. 水産加工業を営む個人・法人 | カ. 漁業者等が主たる構成員となっている水産振興一般社団・一般財団法人、協同会社、任意団体 |

※ 県税を完納していること。

## 3. 融資機関

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ア. 信用漁業協同組合連合会    | ウ. 農林中央金庫 |
| イ. 水産加工業協同組合、同連合会 |           |

## 4. 制度のしくみ



## 5. 貸付条件

別表のとおり

## 6. 注意事項

### ○事前着工について

本資金は、補助事業であるため、県の利子補給承認後でないと事業の着工はできません。ただし、真にやむを得ない場合は「事前着工願」を提出し、県の承認があれば事前着工も可能です。

詳しくは、漁協に御相談下さい。

### ○事業が完了したら

貸付を受けてから6ヶ月以内に事業を完了して下さい。事業完了10日以内には「事業完了報告書」を提出して下さい。

別表  
(漁業近代化資金)

資金の種類	利 率 (年%)	償還期限 (年以内)	左のうち 据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象事業	融資率 (%) 以内
1号資金 〔20トン未満漁船〕	0.1	FRP、鋼船 20 木船 9 機関、機器 10	3 2 3	○個人のうち20トン未満漁船資金借受者、漁船漁業者、漁業法人、水産加工業者、水産養殖業者(個人)、漁業又は水産加工業を営む団体 9,000万円	総トン数20トン未満の漁船の建造・改造・取得、機関換装、機器設置	90
2号資金 〔20トン以上130トン未満漁船〕	0.1			○漁船漁業(20トン未満)、養殖業又は水産加工業のいずれか2以上を併せ営む者、漁船漁業(20トン未満)と水産加工業を併せ営む団体 3億6,000万円	総トン数20トン以上130トン未満の漁船の建造・改造・取得、機関換装、機器設置	80
3号資金 〔漁船漁具保管修理施設等〕	0.1 〔漁協等 0.1〕	15 〔漁協等 20〕	3	○水産養殖業者(法人)、養殖業を営む団体 3億6,000万円 ○20トン以上漁船資金借受者 3億6,000万円 ○上記以外の個人 1,800万円	漁船漁具保管修理・資材保管・給油給水・水産物加工・水産物保蔵・製氷冷凍・水産物処理・陸上養殖・種苗生産・水産物等運搬・水産物販売・漁業用通信施設の改良・造成・取得	90
4号資金 〔漁場改良造成用機具等〕	0.1 〔漁協等 0.1〕	7 〔漁協等 10〕	2	○漁場改良造成・給油給水・種苗生産・養殖えさ調整供給・養殖肥料薬剤施用・養殖水産物収穫・水産物等運搬・情報処理用機具の取得	80	
5号資金 〔漁具等〕	0.1	5 〔大型定置網 10〕	2	○漁具・養殖いかだ・はえなわ式養殖施設等の取得	80	
6号資金 〔水産動植物の種苗購入育成〕	0.1	5 〔ぶり・ほたて がい及び 真珠越もの 3〕	2	○成育期間が通常1年以上のぶり・うなぎ・たい・あじ・ふぐ・ひらめ・さば・真珠・ひおうぎがい・あわび等の種苗購入・育成	90	
7号資金 〔漁村環境整備施設〕	0.1	20	3	○農林水産大臣又は知事が承認した場合はその承認額	漁協等の情報処理・通信・宿泊・研修・集会・託児・診療・環境整備等施設の改良・造成・取得	80
8号資金 〔農林水産大臣特認〕	0.1 〔漁協等 0.1〕	12 給排水・特定住宅・労働力確保 (15) 初度的経営 (5) 〔漁協等 15〕	2 (3) (2) 〔漁協等 3〕	○漁場改良造成施設、共同利用船舶、公害防止施設、海浜等環境活用施設、漁村給排水施設(個人)、特定漁家住宅、初度的経営資金、密漁監視施設、水産業労働力確保施設	80	

## 漁業経営維持安定資金

### 1. 制度の趣旨

漁業経営の維持が困難な中小漁業者に対し、その経営の再建を図るため緊急に必要な固定化債務の整理等のための資金を信漁連等の融資機関が長期かつ低利で融通できるように、県が利子補給を行う制度です。(根拠法「長崎県漁業維持安定資金融通措置要綱」)

### 2. 借受資格者

次のいずれかの要件に該当する中小漁業者であって、漁業経営再建計画について知事の認定を受けたもの。

ア. 漁家経営にあっては、固定化債務を有し、この資金の融通によってその整理を行うことが必要と認められる者。

イ. 企業経営にあっては、直近の事業年度を含め原則として3ヶ年(特例:2ヶ年)の漁業収支が通算して損失となっている者、又は直近の事業年度の末日現在において自己資本不足比率が0.1以上である者。

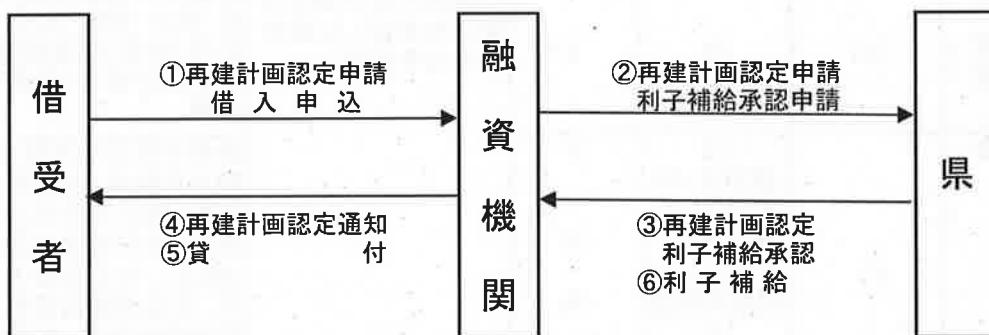
$$\text{※自己資本不足比率} = \frac{\text{固定資産額} - (\text{自己資本額} + \text{固定負債額})}{\text{固定資産額}}$$

※ 県税を完納していること。

### 3. 融資機関

- ア. 信用漁業協同組合連合会
- イ. 農林中央金庫
- ウ. 銀行
- エ. 信用金庫
- オ. 信用協同組合

### 4. 制度のしくみ



貸付対象事業	利 率 (年%以内)	償還期限 (年以内)	左のうち 据置期間 (年以内)	貸付限度額
<p>固定化債務等の整理による漁業経営の再建</p> <p>〈整理対象債務〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 延滞債務</li> <li>2. 期限延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化している債務</li> <li>3. 賃金、退職金の未払債務</li> <li>4. 金融機関以外からの借入金</li> <li>5. 漁業に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務で、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの。</li> <li>6. 県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金</li> </ol> <p>※中小漁業経営支援協議会の支援を受けた再建計画に基づくものは一定の条件により上記の1~6以外の債務でも対象となることがあります。</p>	0.1	10 〔特認〕 15	3	<p>○漁船漁業 30トン未満 4,000万円 30トン以上50トン未満 7,000万円 50トン以上100トン未満 1億2,000万円 100トン以上200トン未満 1億5,000万円 200トン以上500トン未満 2億4,000万円 500トン以上 4億円</p> <p>○養殖業 4,000万円</p> <p>○定置漁業 大型定置漁業 8,000万円 小型定置漁業 4,000万円</p>

# 漁業経営再建資金

## 1. 制度の趣旨

漁業経営が極めて困難となっている中小漁業者に対し、信漁連等の融資機関が漁業者の自助努力を前提として関係機関の支援・協力の下に経営の再建を図るために必要な資金を長期かつ低利で融通できるように、県が利子補給を行う制度です。(根拠法「長崎県漁業経営再建資金融通措置要綱」)

## 2. 借受資格者

次のすべての要件を満たす中小漁業者であって、経営再建計画について債権者の合意を得た上で知事の認定を受けたもの。

ア. 直近の事業年度の末日現在において、自己資本不足比率が0.5以上であること。

$$\text{※自己資本不足比率} = \frac{\text{固定資産額} - (\text{自己資本額} + \text{固定負債額})}{\text{固定資産額}}$$

イ. 直近の事業年度を含め原則として3ヶ年(特例:2ヶ年)以上債務超過となっていること。(ただし漁家の場合は直近3ヶ年(特例:2ヶ年)において連続して総支出が総収入を上回っていることでも可。)

ウ. 今後の漁業経営の収支見込みが、次の不等式を満たすこと。

$$\text{漁業収入} \geq \text{漁業支出} + \text{減免後の負債利息}$$

エ. 再建資金の既借受者でないこと。

オ. 直近の事業年度における漁業収入が総収入の過半数を占めること。

※ 県税を完納していること。

## 3. 融資機関

ア. 信用漁業協同組合連合会

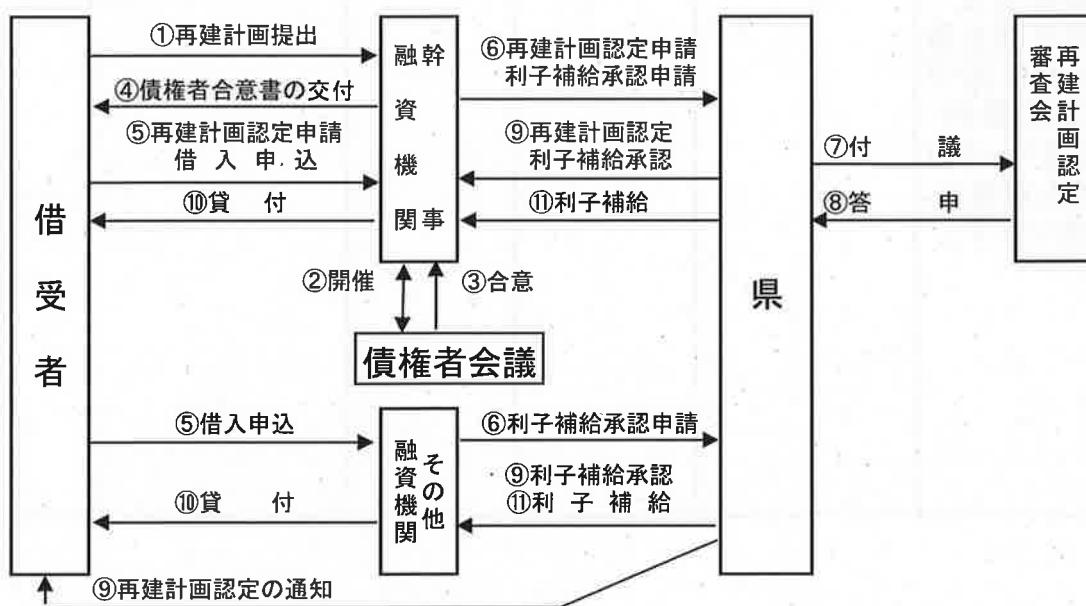
イ. 農林中央金庫

ウ. 銀行

エ. 信用金庫

オ. 信用協同組合

## 4. 制度のしくみ



(注) 1. 幹事融資機関の要件

原則として、借受者に対する金融債権(漁業経営に係るもの)の総額の1／2以上を有する融資機関

2. 融資機関の負担

本資金については、融資機関による1. 15%以上の利子負担が必要。また、漁協が本資金を融通しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

3. 再建計画の認定基準

- ① 再建計画の達成が確実に見込まれること。
- ② 借受者の十分な自助努力、債権者からの必要な支援が得られていること。
- ③ 原則として再建資金の借入が1回限りとされていること。
- ④ 原則として計画終了時に繰越欠損金が解消すること。
- ⑤ 再建計画期間中に、新たに漁業経営維持安定資金の借入れを予定していないこと。
- ⑥ 漁業経営維持安定資金の借入れによっては再建が困難なこと。

貸付対象事業	利率 (年%以内)	償還期限 (年以内)	左のうち 据置期間 (年以内)	貸付限度額
漁業経営に係る金融債務の借換整理による漁業経営の再建 <整理対象債務> 金融債務で原則として漁業経営に係るもの (ただし、次のものを除く。) 1. 返済期限未到来の固定資産見合いの長期借入金 2. 政府関係金融機関からの借入金	0.1	10 [ 特認 15 ]	— [ 特認 2 ]	次の条件の範囲内で、再建計画に定める額 1. 整理対象債務の8割以内 (ただし、再建資金借入後の国又は県の制度資金の合計額が、整理対象債務の8割を超えてはならない。) 2. 再建資金の融通を行う融資機関が有する整理対象債権の総額以内 3. 漁船漁業を主として営む者(養殖業、定置漁業を主として営む者を除く。) 30トン未満 7,200万円 30トン以上 総トン数 × 240万円 最高限度8億円(大中型まき網漁業については11億円)

## 沿岸漁業等振興資金

### 1. 制度の趣旨

沿岸漁家等の所得の向上に寄与することを目的とし、昭和44年度から沿岸漁業近代化資金を引き継いで実施している資金で、信漁連等の融資機関が漁業者等に低利の資金を融通できるように県が利子補給を行う制度です。(根拠法「長崎県沿岸漁業等振興資金融資条例」)

### 2. 借受資格者

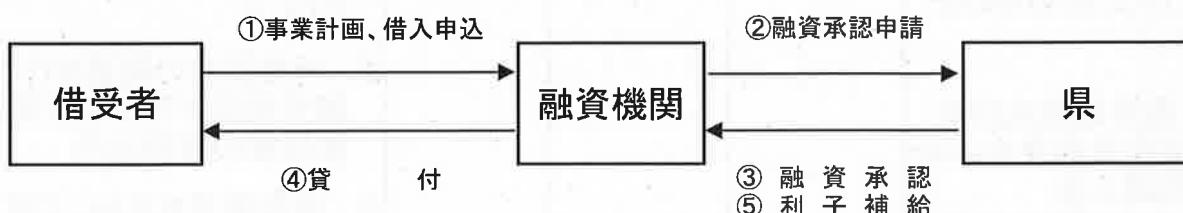
- ア. 沿岸漁業者(個人・法人)
- イ. 沿岸漁業関係水産加工業者(個人・法人)
- ウ. 内水面漁業者(個人・法人)
- エ. 知事が特に必要と認める者(個人・法人)

※ 県税を完納していること。

### 3. 融資機関

- ア. 信用漁業協同組合連合会
- イ. 水産加工業協同組合
- ウ. 農林中央金庫
- エ. 銀行
- オ. 信用金庫
- カ. 信用協同組合

### 4. 制度のしくみ



### 5. 貸付条件

別表のとおり

**別表**  
**(沿岸漁業等振興資金)**

資金の種類	年率 (年%以内)	償還期限 (年以内)	左のうち 据置期間 (年以内)	貸付限度額(千円)		融資率 (%)	貸付対象事業
				個 人	法 人		
1号資金  〔漁協の経営改善に要する資金〕	1.40  (超不振漁協は0.1)	10	2	—	知事が必要と認める金額	100	自営事業、販売事業等の悪化に伴い漁協の運営に支障をきたしている場合の再建
2号資金  〔漁業経営の安定又は改善に要する資金〕	0.1	7	2	25,000	25,000	100	固定化負債の整理による漁業経営の再建(漁業経営維持安定資金対象者を除く)
3号資金  〔漁協の事務合理化機器の整備に要する資金〕	0.1	5	2	—	30,000	80	コンピューター、複写機等の購入設置(漁業近代化資金の対象施設を除く)
4号資金  〔漁協の合併目的を達成するために必要な資金〕	0.0  (合併推進漁協)	10	2	—	知事が必要と認める金額	100	3年以内に合併する漁協が、欠損金等の整理のため借入れるもの
	0.1	10	2	—	知事が必要と認める金額	100	合併漁協が、合併後3年以内に欠損金等の整理のため借入れるもの
	0.1	10	2	—	20,000 (特認50,000)	80	合併漁協が、合併後3年以内に施設整備のため借入れるもの
	0.1	10	2	—	20,000 (特認50,000)	80	3年以内に合併する漁協又は合併後5年以内の漁協が、共同利用施設及び事務所を修繕又は撤去するため借入れるもの
5号資金  〔養殖漁業の経営時に必要な資金〕	0.1	3	6月	10,000	10,000	90	種苗購入・育成資金(漁業近代化資金対象魚を除く)、栽培漁業用種苗生産・放流
6号資金  〔災害等復旧のため必要な資金〕	0.1	10	2	10,000	20,000	80	漁業生産施設等の災害復旧、公害防止施設等の設置及び改良
7号資金  〔漁船・機関等の修理に要する資金〕	0.1  ※機関のオーバーホールの場合は5年	4	2	5,000 (最低限度200)	5,000 (最低限度200)	90	漁業再生産を図るための漁船・機関等の修理(20t未満の漁船)
8号資金  〔水産物の流通改善等に必要な資金〕	0.1	5	1	—	20,000 (特認100,000)	80	漁協又は漁連が行う水産物の調整保管のための運転資金
9号資金  (不漁対策資金)	0.1	2	6月	別に定める	別に定める	100	不漁による事業継続困難者(経費の70%未満の収入)
10号資金  (知事特認資金)	1~9号に類する資金に準じる	10	2	30,000	100,000	100 80	沿岸漁業等の振興に必要と認める資金

# 水産業振興資金

## 1 制度の趣旨

水産業の振興・発展を図るため、沿岸漁業者等に対して漁業の経営、水産物の流通改善等に必要な資金を融通できるように、融資機関に県が資金の一部を預託する制度です。(根拠法「長崎県水産業振興資金貸付要綱」)

## 2 借受資格者

### 【長期資金】

県内で漁業を営む中小漁業者(個人・法人)及び中小水産加工業者(個人・法人)

### 【短期資金】

ア. 沿岸漁業を営む個人・法人(組合員)

イ. 漁業協同組合(信漁連会員)

ウ. 漁業協同組合連合会

エ. 知事が特に必要と認める公共的水産団体等の法人(漁業団体等)

### 【漁業経営安定対策支援資金】(H27~32)

中小漁業者及び漁業者の契約を束ね一括加入方式とする漁業協同組合

※ 県税を完納していること。

## 3 融資機関

ア. 信用漁業協同組合連合会

イ. 銀行

ウ. 信用金庫

エ. 信用協同組合

## 4 制度のしくみ



## 5. 貸付条件

	長期資金	短期資金	漁業経営安定対策支援資金
貸付利率(※)	年2.58%	年1.60%	基準金利の1/2 (当該貸付利率が1.00%を下回る場合にあっては、1.00%)
償還期限	<p>設備資金 10年以内 (うち据置2年以内)</p> <p>運転資金 5年以内 (うち据置1年以内)</p> <p>※ 魚類養殖漁業の運転資金について、養殖魚の販売時期に合わせて償還期限を設定する。</p> <p>その他の漁業の運転資金の償還期限は、原則として1年以内とする。</p>	<p>運転資金 1年以内</p>	<p>3年以内</p> <p>※下記の事業に加入するために行う積立金を対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の資源管理等推進収入安定対策事業</li> <li>・国の漁業用燃油価格安定対策事業</li> </ul>
貸付限度額	15,000千円	<p>沿岸漁業を営む個人 30,000千円</p> <p>沿岸漁業を営む法人 50,000千円</p> <p>漁業協同組合 150,000千円</p> <p>漁業協同組合連合会 800,000千円</p> <p>漁業団体等 200,000千円</p>	<p>15,000千円 (漁業経営者の契約を束ね、一括加入方式とする漁業協同組合に対し貸し付ける場合にあっては、一漁業経営者ごとに15,000千円を限度とし、当該漁業経営者に対する個々の貸付額の総和)</p>

(※) 表の貸付利率は融資機関が信漁連の場合



## 5 . そ の 他 の 制 度

- 漁業信用基金協会保証制度
- 漁業経営安定対策
- 漁業共済制度

# 漁業信用基金協会保証制度

## 1. 制度の趣旨

中小漁業者等が資本装備の高度化及び経営の近代化を図るため、必要な資金を借入される際、金融機関に対して負担する債務を保証することにより、融資の円滑化を図る目的で、中小漁業融資保証法に基づき設立された長崎県漁業信用基金協会により実施されています。

## 2. 保証を受ける資格者

- (1) 基金協会の会員(中小漁業者等で基金協会への出資者)
- (2) 基金協会の会員である漁協、水加協の組合員たる漁業者等

## 3. 保証の対象となる資金

- (1) 漁業近代化資金
- (2) 一般資金
- (3) 漁協等保証債務に係る保証  
中小漁業者等に対する貸付資金であって、業務委託契約に定めるもの(副保証)

## 4. 保証を受ける限度額

漁業種類・規模ごとに限度が定められており、債務者ごとには以下のとおりとなっています。ただし、事業等によっては出資の軽減措置があります。

- (1) 基金協会の会員(中小漁業者等で基金協会への出資者)
  - (ア) 漁業近代化資金……………出資額の40倍
  - (イ) 一般資金(緊急融資資金、金融公庫資金、漁業経営改善促進資金)  
…………… " の40倍  
" (上記以外の資金)…………… " の28倍
- (ウ) 漁協等保証債務に係る保証…………… " の40倍

なお、平成18年9月28日以降の保証分については(漁協等保証債務に係る保証、緊急融資資金は除く)、残高1千万円までは出資1口5万円で保証を受けられます。ただし、保証残高1千万円の範囲内であっても、資金種類が異なる場合は、それぞれの資金種類ごとに1口必要となります。

- (2) 基金協会の会員以外(基金協会の会員である漁協等の組合員である漁業者等で、所属漁協等の出資を利用して保証を受ける場合)9,000万円(近代化資金で特認を受けた場合はその承認額まで)。ただし、漁業、養殖業、水産加工業のいずれか2つ以上を併せ営む者の20t未満の漁船に係る融資は3億6,000万円。

## 5. 保証債務の代位弁済請求

金融機関から貸付を受けた会員がその貸付の弁済期限到来の日、又は期限の利益を喪失した日から6月を経た後、なおその債務の全部又は一部を履行しない場合、金融機関は代位弁済請求をすることができます。

ただし、弁済期限到来の日、又は期限の利益を喪失した日から5年を経過した日以後は、代位弁済を請求できません。(平成13年7月17日保証分より)

## 6. 求償権

基金協会は金融機関に保証債務を弁済したときは、その弁済した金額に相当する求償権を取得することになります。

この求償権については納付を完了する日まで残高に応じ年10.75%の違約金が徴収されます。

## 7. 保証期間

- (1) 漁業近代化資金 … 漁業近代化資金金融通法による償還期限の最高限度の範囲
- (2) 一般資金 … 10年(漁業構造再編整備資金にあっては15年、金融公庫資金(漁協等保証債務の保証に係る貸付資金を含む)にあっては金融公庫が定める期間。ただし、金融公庫資金以外の一般資金について理事会が特認した場合はその期間)

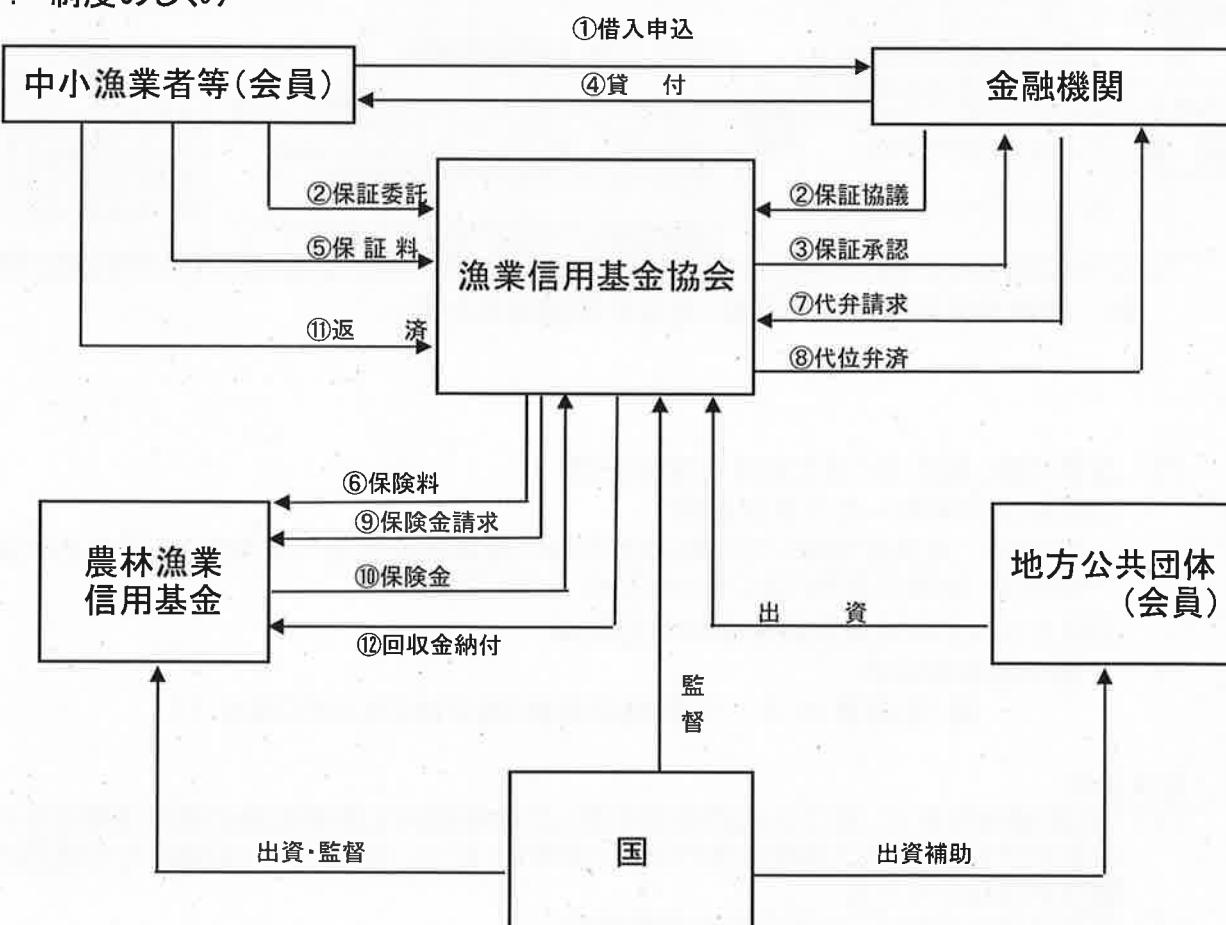
## 8. 保証料

資金名	保 証 料		延 滞 保 証 料	
	総トン数20トン以上の動力漁船を使用して漁業を営む者	その他の者	総トン数20トン以上の動力漁船を使用して漁業を営む者	その他の者
近代化資金	年 0.51%	年 0.45%	年 1.02%	年 0.90%
農林公庫資金	年 0.72%	年 0.55%	年 1.44%	年 1.10%
副保証(農林公庫資金)	年 0.72%	年 0.55%	年 1.44%	年 1.10%
経営改善促進資金	年 0.61%	年 0.55%	年 1.22%	年 1.10%
公害防止資金及び災害資金	年 0.75%	年 0.75%	年 1.50%	年 1.50%
一般緊急融資資金	年 0.82%	年 0.82%	年 1.64%	年 1.64%
借替緊急融資資金	年 1.40%	年 1.40%	年 2.80%	年 2.80%
経営安定資金	年 1.40%	年 1.40%	年 2.80%	年 2.80%
生活資金	年 0.45%	年 0.45%	年 0.90%	年 0.90%
その他資金	年 1.06%	年 0.85%	年 2.12%	年 1.70%
漁協ローン	年 0.36%, 0.86%		年 0.72%, 1.72%	

## 9. 取扱金融機関

農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合、信用事業を行っている漁業協同組合及び水産加工業協同組合

## 10. 制度のしくみ



# 漁業経営安定対策

## 1. 概要

- (1) 計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁業共済及び積立ぶらすの仕組みを活用した収入安定対策を講じるもの。

対象者は、漁獲共済の対象となる漁業を営む者、養殖共済若しくは特定養殖共済の対象となる養殖業を営む者。

### ポイント

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した漁業収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせて、総合的な経営安定対策を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

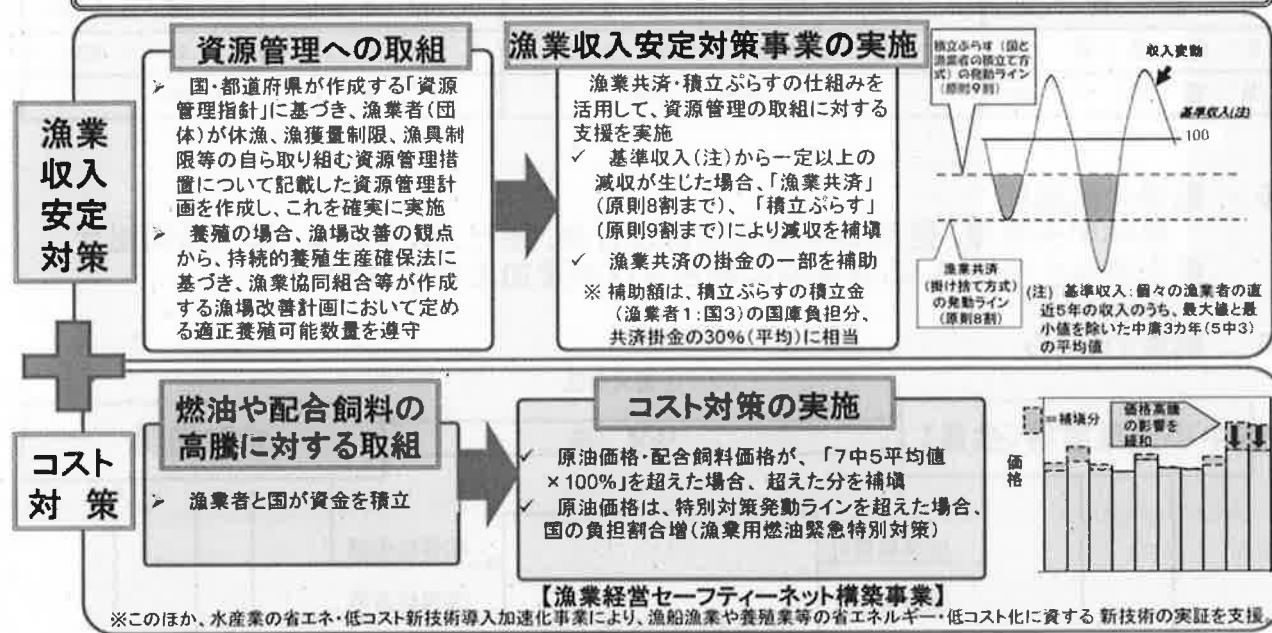


図1 漁業経営安定対策の概要(水産庁説明資料より)

## (2) 漁業共済、積立ぶらすに対する国の支援

### ①漁業共済掛金への上乗せ補助

計画的に資源管理等に取り組む漁業者の漁業共済掛金へ平均30%程度の上乗せ補助(新規就業者(独立後3年以内)に優遇あり)

### ②積立ぶらすの漁業者積立額の負担軽減

#### 積立額負担割合

国:漁業者 = 3 : 1(新規就業者(独立後3年以内)は4:1)

## 2. 加入要件

- (1) 「資源管理指針」に基づく「資源管理計画」又は持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に基づく「漁場改善計画」に参加し、かつ、当該計画に記載された措置の履行が確認された者

- (2) 漁業共済への加入(一定以上の契約割合)

# 漁業共済制度

## 1. 制度の趣旨

漁業共済(ぎょさい)制度は、漁業経営の安定を図ることを目的として漁業災害補償法にもとづき実施されています。協同の理念にもとづく漁業者の相互救済の精神を基調として、漁業者の漁獲金額が不漁等により減少したり、魚病、自然災害により養殖水産動植物がへい死、逃亡したり、自然災害により漁具が損害を被ったりしたときなどに、保険(共済)のしくみによりその損失を補償する制度です。

## 2. 共済の種類

### (1) 漁獲共済

#### ① 対象となる漁業

##### ア. 1号漁業

採貝採藻業のうち、わかめ、こんぶ、てんぐさ、あわびの各漁業

##### イ. 2号漁業

漁船漁業及び定置漁業(2以上の漁業種類の組み合わせも可能)

#### ② 加入者の資格

漁協が漁業共済組合に加入していれば、漁協及びその組合員はだれでも加入できる。

#### ③ 加入の方法

##### ア. 義務加入

知事が指定する加入区域に住所を有し、知事が指定する漁業を営んでいる人の3分の2以上の人人が加入の同意をし、全員が義務加入するもの(掛金について国の手厚い補助が受けられる。)

##### イ. 連合契約

義務加入によらないで、2分の1以上の人人が連合加入するもの(掛金について義務加入の半分の国の補助が受けられる。)

##### ウ. 単独加入

義務加入によらないで、2分の1未満の人人が単独加入するもの。掛金について国の補助は受けられない。

※100トン以上の漁船漁業については、単独加入のみ

### (2) 養殖共済

#### ・海面養殖業

##### ① 対象となる養殖業

##### ア. かき養殖業

##### イ. 1~2年貝真珠

##### ウ. 1~3年魚はまち養殖業(小割式)

##### エ. 1~3年魚たい養殖業(小割式)

##### オ. さけ・ます養殖業(小割式)

##### カ. 2~3年魚ふぐ養殖業(小割式)

##### キ. 1~3年魚かんぱち養殖業(小割式)

##### ク. ひらめ養殖業(小割式)

##### ケ. 1~3年魚すずき養殖業(小割式)

##### コ. 2~3年魚ひらまさ養殖業(小割式)

##### サ. 1~3年魚しまあじ養殖業(小割式)

##### シ. まあじ養殖業(小割式)

##### ス. 2~5年魚くろまぐろ養殖業(小割式)

※以下に掲げる魚種は、特定の契約方式(全病害不てん補)でのみ加入可能

- セ. 2~5年魚まはた養殖業(小割式)(くえを含む)
- ソ. 2~4年魚めばる養殖業(小割式)
- タ. すぎ養殖業(小割式)
- チ. かわはぎ養殖業(小割式)
- ツ. まさば養殖業(小割式)
- テ. 1年魚ふぐ養殖業(小割式)

(2) 加入の資格

養殖業を営む者

(3) その他

赤潮特約

異常な赤潮による損害をてん補する旨の特約を締結すれば、異常な赤潮に対しても共済金が支払われる。掛金については、国が3分の2、県が3分の1を負担し、契約者の負担はない。

・内水面養殖業

(1) 対象となる養殖業

- ア. うなぎ養殖業

(3) 特定養殖共済

収穫保険方式により、のり、わかめ、こんぶ、真珠母貝、くるまえび、うに、ほやの各養殖業について、実施されている。

(4) 漁業施設共済

(1) 対象

- ア. 定置網
- イ. まき網
- ウ. 養殖施設

(2) 加入者の資格

漁獲共済及び養殖共済と同じ。

(3) 加入方法

漁獲施設共済のみの加入もできるが、漁獲共済や養殖共済とセットで加入した場合、漁獲及び養殖共済契約に掛金補助がつく契約については、同率の国の補助が受けられる。

(5) 地域共済

(1) 休漁補償共済

- ア. 対象となる漁業

漁獲共済の対象である漁船漁業及び定置漁業

- イ. 加入者の資格

漁獲共済に同じ。

- ウ. 加入の方法

漁獲共済とのセット加入となる。

(2) 養殖魚網いけす分損特約共済

- ア. 対象となる養殖業

養殖共済の対象である魚類養殖業

- イ. 加入者の資格

養殖共済と同じ。

- ウ. 加入の方法

養殖共済とセット加入となる。

## 6. 日本政策金融公庫資金

- 漁業経営改善支援資金
- 漁業経営安定資金
- 振興山村・過疎地域経営改善資金
- 水産加工資金
- 農林漁業施設資金
- 漁業基盤整備資金
- 中山間地域活性化資金
- 農林漁業セーフティネット資金
- ・ 別表 日本政策金融公庫利率一覧

# 漁業経営改善支援資金

## 《経営改善》

### 1. 貸付対象事業

漁業経営の改善に関する計画(漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条に定める「改善計画」)に従って行う次の事業。

- (1) 漁船(木船を除く。)の改造、建造又は取得
- (2) 漁業者が、漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に必要な次の資金(長期運転資
  - ① 漁船漁業用施設、海面養殖施設、内水面養殖施設その他の施設の一括前払リース料
  - ② 魚種、漁場又は操業の時期若しくは方法の転換に伴い必要となる漁船漁業用施設その他の施設の取得に必要な資金
  - ③ 水産物の需要を開拓するための新たな水産加工品等の調査及び開発に必要な資金
  - ④ 薬品費、艤装費、その他の費用(水産物の生産、流通、加工又は販売に必要なものに限る。)に充てるのに必要な資金
- (3) 共同利用施設(改善計画の認定を受けた者が専ら使用するものに限る。)の改良、造成又は取得
- (4) 漁具の取得
- (5) (1)及び(4)に掲げるもののほか、水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の漁業経営の改善のための措置に必要な施設の改良、造成又は取得
  - (注) 1 老朽した漁船の代船の建造又は取得資金にあっては、原則として9年以上経過した漁船の代船とする。
  - 2 漁具は、漁網綱(漁網綱と一体となって漁具を構成する浮子、沈子、オッターボード等を含む。)とする。

### 2. 貸付対象者

- ア 次に掲げる者であつて改善計画の認定を受けたもの
  - ① 漁業を営む個人又は法人
  - ② 漁業生産組合
  - ③ 水産業協同組合法第17条の規定により漁業を営む漁業協同組合
  - ④ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び一般社団法人(共同利用施設に係る貸付を受ける場合に限る。)
- イ 漁業協同組合(アの①、②又は③に掲げる者に転貸する場合に限る。)

### 3. 貸付条件

- 利率(年利)
- 償還期限

別表(43ページ)による  
15年以内(うち据置期間3年以内)

貸付限度額	
中小漁業(総トン数20トン以上の漁船を使用する漁業)	
漁船	事業費の80%又は1隻あたり4億5千万円(まき網漁業8億5千万円、単船まき網漁業11億円、遠洋かつお・まぐろ漁業6億円(漁法がつりであってブライン凍結設備を設置する場合は8億円))のいずれか低い額 ※ただし、資源管理に取り組む者が、船齢が法定耐用年数を超える漁船の代船を改造、建造又は取得する場合(以下「資源管理の場合」という。)は、1隻あたり4億5千万円(まき網漁業8億5千万円、単船まき網漁業11億円、遠洋かつお・まぐろ漁業6億円(漁法がつりであってブライン凍結設備を設置する場合は8億円))。なお、長期代船建造計画(注2)並びに漁業構造改革総合対策事業(注3)及び漁業・養殖業復興支援事業に認定された者が行う事業については別表(次のページ)に掲げるとおり。
漁業施設	事業費の70%又は1億5千万円のいずれか低い額
長期運転資金	事業費の80%又は1経営体当たり2億円(まき網漁業4億円)のいずれか低い額 ※ただし、漁船の改造、建造又は取得と併せて借り入れ、かつ資源管理の場合は、1経営体当たり2億円(まき網漁業4億円)
漁具	事業費の80%又は1漁労体当たり5千万円(1億円限度)、(まき網漁業1漁労体当たり2億円(4億円限度))のいずれか低い額
共同利用施設	事業費の80%
沿岸漁業(中小漁業以外の漁業)	
10t以上の漁船	事業費の80%又は1隻あたり1億2千万円(2億4千万円を限度とする。)(近海かつお・まぐろ漁業、底引き網漁業及びさんま漁業1隻あたり3億円(6億円限度)) ※ただし、資源管理の場合は、1隻あたり1億2千万円(2億4千万円限度)(近海かつお・まぐろ漁業、底引き網漁業及びさんま漁業1隻あたり3億円(6億円限度))
総トン数20t未満の漁船(漁ろう体を構成する漁船の合計総トン数が20t以上)	事業費の80%又は1隻あたり3億円のいずれか低い額 ※ただし、資源管理の場合は、1隻あたり3億円
10t未満の漁船	事業費の80%又は個人3千万円、法人6千万円(定置漁業又は養殖業を営む協業法人で、構成員が概ね10名以上であるものは1億4千万円)のいずれか低い額 ※ただし、資源管理の場合は、個人3千万円、法人6千万円(定置漁業又は養殖業を営む協業法人で、構成員が概ね10名以上であるものは1億4千万円)
漁業施設	事業費の80%又は個人3千万円、法人6千万円(定置漁業を営む協業法人で、構成員が概ね10名以上であるものは1億4千万円、養殖業を営む法人3億円)のいずれか低い額
長期運転資金	事業費の80%又は1経営体当たり8千万円(定置漁業を行なう者は1経営体あたり2億円、養殖業を行なう者は1経営体あたり4億円)のいずれか低い額 ※ただし、漁船の改造、建造又は取得と併せて借り入れ、かつ資源管理の場合は、1経営体当たり8千万円(定置漁業を行なう者は1経営体あたり2億円、養殖業を行なう者は1経営体あたり4億円)
漁具	事業費の80%又は1漁労体当たり1千万円(3千万円限度)(定置漁業を行なう者は1漁ろう体あたり1億円(2億円限度))のいずれか低い額
共同利用施設	事業費の80%

注1：貸付限度額は、業種、規模によって特例が適用されます。詳細は融資機関にお尋ね下さい。

注2：「長期代船建造計画」とは、長期代船建造計画策定要領(平成30年3月30日付け29水推第1221号水産庁長官通知)第3により水産庁長官による確認がされた長期代船建造計画に基づく事業をいう。

注3：「漁業構造改革総合対策事業費」とは、水産業体质強化総合対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)のアの(イ)により認定された改革計画(平成34年3月31日までに認定されたもの(養殖業に係るものを除く。)に限る。以下「改革計画」という。)に基づくものであって、中小漁業経営支援協議会について(平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁長官通知)第2の2の(1)の規定により承認された中小漁業経営支援協議会において、公庫から借り入れた資金により改造、建造又は取得した漁船(船団を構成する場合にあっては船団単位)に係る償却前経常利益について、当該漁船に係る借入金の償還額の120%以上を確保することが確実と見込まれると認定された者(貸付対象者のアの④に掲げる者を除く。)が行う事業をいう。

別 表

貸付限度額	
中小漁業(総トン数20トン以上の漁船を使用する漁業)	
漁船	<p>1. 長期代船建造計画に基づく事業 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額または次に掲げる額(まき網漁業13億5,000万円(単線まき網漁法を行う場合は、20億7,000万円)、遠洋かつお・まぐろ漁業7億5,000万円(漁法がつりであってブライン凍結設備を設置する場合は13億5,000万円)、いか釣り漁業5億5,000万円、さんま漁業8億1,000万円、沖合い底びき漁業5億円、遠洋底魚漁業27億円)のいずれか低い額</p> <p>2. 漁業構造改革総合対策事業及び漁業・養殖業復興支援事業 借入者の負担する額に相当する額(事業費の100%)又は1隻あたり4億5千万円(まき網漁業15億円、単船まき網23億円、遠洋かつお・まぐろ8億円(漁法がつりであってブライン凍結設備を設置する場合は15億円)、沖合底びき5億5千万円、さんま漁業9億円)のいずれか低い額</p>
沿岸漁業(中小漁業以外の漁業)	
10t以上の漁船	借入者の負担する額に相当する額(事業費の100%)又は1隻あたり1億2千万円(2億4千万円を限度とする。)(近海かつお・まぐろ漁業、底引き網漁業及びさんま漁業1隻あたり3億円(6億円を限度とする。))のいずれか低い額
総トン数20t未満の漁船(漁ろう体を構成する漁船の合計総トン数が20t以上)	借入者の負担する額に相当する額(事業費の100%)又は1隻あたり3億円のいずれか低い額
10t未満の漁船	借入者の負担する額に相当する額(事業費の100%)又は個人3千万円、法人6千万円(定置漁業又は養殖業を営む協業法人で、構成員が概ね10名以上であるものは1億4千万円)のいずれか低い額

## 《整備》

### 1. 貸付対象事業

- (1) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(昭和51年政令第132号。)第6条に定める業種に係る漁業の整備計画(法第6条第1項に定めるものをいう。)に従って行う漁船の隻数の縮減に伴う補償金に必要な資金(とも補償)
- (2) 整備計画及び資源管理計画により、漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備を実施するのに必要な資金(資源回復)

(注) 「資源管理計画」とは、漁業収入安定対策事業等実施要綱(平成23年3月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)に規定する計画をいう。

### 2. 貸付対象者

- ア. 漁業を営む個人又は法人
- イ. 漁業生産組合
- ウ. 水産業協同組合法第17条の規定により漁業を営む漁業協同組合
- エ. 資源管理計画により減船、休漁等を実施する者が属する水産業協同組合及び一般社団法人(資源回復に限る。)

(注) 漁協、漁連等を通じ、転貸を受けることができる。

### 3. 貸付条件

- ・ 利率 別表(43ページ)による
- ・ 償還期限

- (1) とも補償 : 10年以内(うち据置3年以内)  
特認15年以内(うち据置5年以内)
- (2) 資源回復 : 15年以内(うち据置5年以内)

### 4. 貸付限度額

#### (1) とも補償

貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額

#### (2) 資源回復

減船資金の造成に伴い必要となる残存者等負担額、魚種別休漁等資金の造成に必要となる漁業者負担額又は次に掲げる額のいずれか低い額

- ① 資源管理計画に参加する1漁業者1年当たり1,500万円(5年を限度とする)として算出した額
- ② 1資源管理計画当たり7億円

# 漁業経営安定資金

## 《再建整備》

### 1. 貸付対象事業

漁業経営に必要な資金(漁業近代化資金、沿岸漁業改善資金、公庫が融通する資金のほか、国・地方公共団体・政府関係機関が融通する資金を除く。)を借り受けたために生じた負債の整理及びその者の経営再建期間中の再建整備に必要な資金。

### 2. 貸付対象者

次に掲げる要件のすべての要件を満たす沿岸漁業者であって、「漁業経営再建整備計画」を作成し、知事の認定を受けたもの

ア 業種の転換、経営の合理化等によって、おおむね3年以内に漁業経営に再建整備が図られる見込みのあると認められること

イ 漁業協同組合の組合員たる資格を有する者であって、次に掲げるもの

- ① 沿岸漁業を営む個人にあってはその者の平年度の総所得のうち漁業所得が過半を占めるもの
- ② 沿岸漁業を営む法人(漁業生産組合、株式会社及び持分会社に限る)のうち、漁船漁業を営む者にあってはその者の平年度の総事業収入のうち沿岸漁業による事業収入が過半を占めるもの

ウ 個人にあってはその者(60歳以上である場合には、その後継者)が現に主として沿岸漁業に従事しており、かつ、将来ともその見込みがあると認められるもの

### 3. 貸付条件

利 率 ( 年 利 )	償還期限 (据置期間を含む。) (以内)	左のうち 据置期間 (以内)	貸 付 限 度 額												
別表(43ページ) による	20年	3年	<table><tr><td>個人</td><td>750万円</td></tr><tr><td>特</td><td>1, 500万円</td></tr><tr><td>一定規模以上</td><td>3, 500万円</td></tr></table> <table><tr><td>法人</td><td>1, 500万円</td></tr><tr><td>特</td><td>3, 000万円</td></tr><tr><td>一定規模以上</td><td>4, 500万円</td></tr></table>	個人	750万円	特	1, 500万円	一定規模以上	3, 500万円	法人	1, 500万円	特	3, 000万円	一定規模以上	4, 500万円
個人	750万円														
特	1, 500万円														
一定規模以上	3, 500万円														
法人	1, 500万円														
特	3, 000万円														
一定規模以上	4, 500万円														

## 《償還円滑化》

### 1. 貸付対象事業

漁業経営安定計画期間中に償還が必要な負債(漁船の建造・取得、漁具その他漁業経営に必要な資金として公庫から借り受けたものに限る)の償還に必要な資金

### 2. 貸付対象者

ア. 次に掲げる者のうち、「漁業経営安定計画」について水産庁長官の認定を受けた者

- ① 漁業所得が総所得の過半を占めていること、又は漁業粗収益が200万円以上の個人。(その者が60歳以上であるときは、漁業に従事している後継者がおり、将来においても漁業に従事する見込みがあると認められる者)
- ② 漁業に係る売上高が総売上高の過半を占める、または、漁業に係る売上高が1,000万円以上である法人(漁業生産組合、株式会社、持分会社、漁業を営む漁業協同組合)

イ. 漁業協同組合(アに掲げるものに転貸する場合に限る)

### 3. 貸付条件

利 率 ( 年 利 )	償還期限 (据置期間を含む。) (以内)	左のうち 据置期間 (以内)	貸 付 限 度 額
別表(43ページ)による	15年	3年	1. に掲げる負債の計画期間中(5年間)における各年の支払金額の合計額、又は漁業経営診断会による経営診断を申請した時点において所有していた漁船の隻数×次に掲げる金額のいずれか低い額  総トン数20トン以上の漁船 1隻あたり5,000万円 ( 特認(注2) 1隻あたり1億円)  総トン数20トン未満の漁船 1隻あたり3,000万円 ( 特認(注2) 1隻あたり6,000万円)

注1: 「漁業経営安定計画」とは、漁業経営安定資金(償還円滑化資金)の融通措置実施要綱(平成20年4月1日付け19水漁第3604号農林水産事務次官依命通知)に規定するもので、平成32年3月31日までに認定されたものに限る。

注2: 特認要件は次に掲げる要件を全て満たす者に限る。

- ① まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び沖合底引き網漁業に使用する漁船であること
- ② 当該漁業者が地域経済において極めて大きな役割を果たしており、関連産業との結びつきによる雇用確保の観点から、地域経済にとって不可欠と認められること
- ③ 漁業経営診断会において、民間金融機関が各々の債権について相当の支援を行なうことを表明しているものの、公庫既往債務に対し一般限度額を適用するだけでは漁業経営安定計画の策定が困難と認定されること。
- ④ 当該漁業者の資産規模が当該漁業種類の公庫取引先の平均規模を超えていること。

## 振興山村・過疎地域経営改善資金

### 1. 貸付対象事業

山村振興法又は過疎地域自立促進特別措置法の規定による知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」または「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業

- ① 総トン数20トン未満の漁船の改造、建造又は取得(漁船用機器の単独取得を含む。)
- ② 漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設又は漁業生産環境施設の改良、造成又は取得
- ③ ②に掲げる施設(漁具及び漁船漁業用施設を除く。)、その他の施設であって共同利用に供するものの改良、造成又は取得

### 2. 貸付対象者

- ① 振興山村又は過疎地域において漁業を営む者(個人、法人)
- ② 水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)
- ③ ①及び②に掲げる者がその構成員又はその資本金につき、地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体(第3セクターを含む)。ただし、団体にあっては、構成員の全員又は一部の連帯債務として貸し付けるものに限る。

### 3. 貸付条件

利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む。) (以内)	左のうち 据置期間 (以内)	貸付限度額(次のいずれか低い額)	
			融資額	融資率
別表(43ページ) による	25年	8年	1. 非補助事業 ①個人 1,300万円 (漁業経営の改善に要する事業費がその者の「農林漁業経営改善計画」の事業費の過半を占める場合は2,600万円) ②法人及び団体 5,200万円 ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれの額とする。 ア 漁業経営の改善に要する事業費がその者の「農林漁業経営改善計画」の事業費の過半を占める場合 6,000万円 イ 3名以上の雇用創出 3億円 ウ 5名以上の雇用創出 5億円  2. 補助事業 金額限度なし	80%

# 水産加工資金

## 1. 貸付対象事業

- (1) 指定魚種(いわし、さば、さめ、いか、かつお、ほたてがい、まぐろ、あきさけ、さんま、あじ、海藻類、ぶり、すけとうだら、いかなご、かれい、たい、ほっけ、まだら、かき、たこ)を原材料とする食用水産加工品について行うア、イに掲げる事業に必要な施設の改良、造成、取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- ア. 製造又は加工の共同化(施設の共同化又は加工団地への移転)、原材料又は製品の転換、合併又は営業の譲受け
- イ. 新製品、新技術の開発又は導入
- (2) 指定魚種(長崎県においてはとびうお)を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工の事業に必要な施設の改良、造成、取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- (3) 食用に通常供されない指定水産動植物の部位(指定動植物は(1)に同じ。ただし、さめを除く。部位については別途農林水産大臣より指定)を原材料とする、非食用水産加工品の製造に必要な施設の改良、造成、取得又は特別の費用の支出もしくは権利の取得
- ただし、(1)、(2)、(3)ともに中小企業者に対するものであって、その償還期限が10年を超えるものに限る。

## 2. 貸付対象者

- ア. 水産加工業を営む者(大企業を除く)
- イ. 水産業協同組合及び中小企業等協同組合

## 3. 貸付条件

利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む。) (以内)	左のうち 据置期間 (以内)	貸付限度額
別表(43ページ)による	15年	3年	事業費の80%

### ※ 特利事業

次のア、イに掲げるもの(国庫補助事業を除く)にあっては、貸付金のうち1億2千万円までの部分に限り特利を適用

- ア. 使用する原料魚(あじ、さば、さんま、あかがれい、さめがれい、やなぎむしがれいに限る。)のうち小型魚を使用するのに必要な施設の改良、造成、取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- イ. 使用する原料魚(指定魚種)のうち利用されていない部位を利用するのに必要な施設の改良、造成、取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

# 農林漁業施設資金

《主務大臣指定施設》

## 1. 貸付対象事業

- ① 水産施設(漁具、漁場改良造成施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の改良、造成又は取得)
- ② 特別振興事業に係る施設(新しい技術若しくは経営方式を導入しようとする水産施設の改良、造成又は取得)及び特別振興事業に関連して必要となる費用の支出(立上がり支援資金)
- ③ 災害復旧(水産施設(漁船を含む。)の災害復旧)

## 2. 貸付対象者

ア. 1. の① 従業員数300人以下であり、かつ、その使用漁船の合計総トン数3,000トン以下である個人又は法人(漁業協同組合を除く)。真珠又は真珠貝養殖施設については、その所有する養殖用本筏台数(当該借入金により取得しようとする本筏の台数を含む)がそれぞれ500台未満である者

イ. 1. の② 特別振興事業を行う者

ただし、新規分野等挑戦事業であって、劣後特約条項が付され、十分な資本的性質が認められる貸付については法人に限る。

ウ. 1. の③ 従業員数300人以下であり、かつ、その使用漁船の合計総トン数3,000トン以下である個人又は法人(漁業協同組合を除く)

エ. 水産業協同組合(ア及びウに転貸する場合に限る)

## 3. 貸付条件

ア. 1. の① ·利率(年利) 別表(43ページ)による

·償還期限 15年(据置3年)以内

施設名		貸付限度額(次のいずれか低い額)	
		融資額	融資率
漁具	一般	2,000万円×漁ろう体数 (6,000万円が限度)	80%
	15トン以上の漁船により行うまき網漁業	1漁ろう体 2億円 2漁ろう体以上 4億円	
	定置網漁業	3億円×漁ろう体数 (6億円が限度)	
漁場改良造成施設		限度額なし	
海面養殖施設	個人、会社等	3,600万円	
	漁業生産組合	7,200万円	
陸上養殖施設		3億円	
漁船漁業用施設	一般	5,000万円	
	水産物処理加工施設	3億円	
漁業生産環境施設		限度額なし	

イ. 1. の②	・利率(年利) ・償還期限 ・貸付限度額	別表(43ページ)による 15年(据置3年)以内、立上がり支援資金10年(据置3年)以内 新規分野等挑戦型資本性貸付の場合、18年(据置8年) 融資対象事業費の80%、立上がり支援資金負担額の80% 新規分野等挑戦型資本性貸付の場合、貸付けを受ける者のみなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額又は1億円のいずれか低い額(経営開始後決算を2期終えていないものは1億円)
ウ. 1. の③	・利率(年利) ・償還期限	別表(43ページ)による 15年(据置3年)以内

区分	貸付限度額(次のいずれか低い額)		
	融資額	融資率	
漁船	総トン数20トン未満 1隻当たり1,000万円	80%	
	総トン数20トン以上 1隻当たり4億5千万円 (まき網漁業1隻あたり8億5千万円(単船まき網漁業11億円)) (遠洋かつお・まぐろ漁業1隻当たり6億円 (漁業の方法がつりであってブライン凍結設備を設定する場合8億円)		
	1施設当たり 300万円 (特認600万円)		
その他の施設	1施設当たり 300万円 (特認600万円)		
平成30年7月豪雨直接被災者 (注1)	1施設当たり 1,200万円		

(注1) 主要な事業用資産について、平成30年6月28日から平成30年7月8日までの間の豪雨及び暴風雨により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたもの。

#### 《共同利用施設》

##### 1. 貸付対象事業

農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得(製氷・冷凍施設、水産増殖施設、水産倉庫、貯油タンク等)

##### 2. 貸付対象者

ア. 水産業協同組合(漁業生産組合を除く)

イ. 漁業者等がその構成員又はその資本金につき、地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体(第3セクターを含む)

##### 3. 貸付条件

利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む。) (以内)	左のうち 据置期間 (以内)	貸付限度額
別表(43ページ)による	20年	3年	借入者負担額の80%

# 漁業基盤整備資金

## 《漁港》

### 1. 貸付対象事業

漁港漁場整備法に基づく指定漁港の指定区域内にある次の施設の改良、造成、取得又は復旧

- ① 防波堤、岸壁、船揚場等の基本施設
- ② 漁船漁具保全施設、給水・給油施設、荷さばき所、加工場等の機能施設（一部指定事業に限る。）
- ③ 漁業集落排水施設等の漁港施設の保全又は利用上必要な施設

※地方公共団体が行う①又は②に係る事業に対する漁協（漁連）の負担金も融資対象

### 2. 貸付対象者

#### ア. 水産業協同組合（漁業生産組合を除く）

イ. 漁業者等がその構成員又はその資本金につき、地方公共団体に係るものと除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（第3セクターを含む）。ただし、団体にあっては、事業を共同で行い又は事業に要する経費を共同で負担する場合において、構成員の全員又は一部に連帯債務として貸し付けるものに限る。

#### ウ. 漁業を営む者（補助事業を補完するための非補助集落排水施設等）

### 3. 貸付条件

利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む。) (以内)	左のうち 据置期間 (以内)	貸付限度額
別表(43ページ)による	20年	3年	借入者負担額の80% <small>（漁業集落排水施設については 貸付を受ける者の負担する額）</small>

## 《漁場整備》

### 1. 貸付対象事業

- ① 漁場又は種苗生産施設の改良、造成、取得又は復旧
  - ② 水産動植物の種苗放流に伴う漁場整備費、種苗生産費又は種苗購入費等
  - ③ 廃棄物処理施設等の漁場環境の保全のための施設の改良、造成、取得又は復旧
- ※ 地方公共団体が行う上記事業に対する漁協（漁連）の負担金も融資対象

### 2. 貸付対象者

#### ア. 水産業協同組合

イ. 漁業者等がその構成員又はその資本金につき、地方公共団体に係るものと除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（第3セクターを含む）。ただし、団体にあっては、事業を共同で行い又は事業に要する経費を共同で負担する場合において、構成員の全員又は一部に連帯債務として貸し付けるものに限る。

### 3. 貸付条件

利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む。) (以内)	左のうち 据置期間 (以内)	貸付限度額
別表(43ページ)による	20年	3年	借入者負担額の80%

## 中山間地域活性化資金

### 1. 貸付対象事業

#### ① 加工流通施設

中山間地域内で生産される農林畜水産物を原材料とした新商品の研究開発、需要の開拓等に必要な施設の改良、造成又は取得等。(中山間地域の農林畜水産物等の調達量を5年間で概ね20%以上増加させることが要件)  
・水産加工場、アンテナショップ等

#### ② 保健機能増進施設

中山間地域に設置する保健機能増進施設の改良、造成又は取得等  
・釣り場、潮干狩場、体験漁業施設等

#### ③ 生産環境施設

中山間地域内の生産環境施設の改良、造成、復旧又は取得  
・研修施設、集落総合施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設等

ただし、①、②については、中小企業者に対するものであって、その償還期限が10年を超えるものに限る。

### 2. 貸付対象者

- ア. 1. の① 中山間地域農林畜水産物を原料として製造、加工等を営む者
- イ. 1. の② 農林漁業の振興に資する上記1. ②の施設を設置する者
- ウ. 1. の③ 農林漁業者の組織する法人

### 3. 貸付条件

	利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む。) (以内)	左のうち 据置期間 (以内)	貸付限度額(次のいずれか低い額)	
				融資額	融資率
加工流通施設	別表(43 ページ) による	15年	3年	限度額なし	事業費の80%
保健機能増進施設		15年	3年		
生産環境施設		25年	8年		

# 農林漁業セーフティネット資金

## 1. 貸付対象事業

経営安定計画に基づいて漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの

- (1) 天災および海洋汚染等により被害を受けた経営の再建に必要な資金
- (2) 貝毒や寄生虫等による廃棄処分命令、出荷停止の行政指導等(漁業者の責に帰さないもの)により経済的損失を受けた経営の維持安定に必要な資金
- (3) 社会・経済環境の変化により(漁業者の責に帰さないもの)、次のような経営状況になっている場合に、経営の維持発展に必要な資金

- ・最近の決算期における粗収益(法人にあっては売上高)が前期に比して10%以上減少している、又は最近3ヶ月の粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれる。
- ・所得率(所得(法人にあっては経常利益)を粗収益で除したもの)、経常利益率が前期より悪化している。
- ・前期決算における所得(経常利益)は2期前より改善したが、赤字状態が続いている。または、2期合計した場合には赤字状態である
- ・取引先や取引金融機関の破綻等により、経営に支障をきたしている

## 2. 貸付対象者

- (1) 改善計画の認定を受けた者(漁業を営む漁業協同組合を除く。)
- (2) 漁業者であって、漁業所得(法人にあっては売上)が総所得の過半を占めているもの、又は粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるもの。

## 3. 貸付条件

利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む。 (以内)	左のうち 据置期間 (以内)	貸付限度額
別表(43ページ)による	10年	3年	600万円 ただし、簿記記帳を行っており、経営規模等から特に必要な場合、年間経営費または粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額。

注1:「経営安定計画」とは、農林漁業セーフティネット資金実施要綱(平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知)に規定するもの

別表 日本政策金融公庫資金利率一覧

令和2年4月1日現在

資 金 名			融資期間にかかる わらず	融資期間(一例)			
				5年	10年	15年	20年
漁業経営改善支援資金	経営改善	漁船	0.10%	—	—	—	—
		漁船以外	0.10%	—	—	—	—
		共同利用	0.25%	—	—	—	—
	整備		0.10%	—	—	—	—
漁業経営安定資金			0.10%	—	—	—	—
振興山村・過疎地域経営改善資金	補助	一般	0.25%	—	—	—	—
		共同利用	1.25%	—	—	—	—
	非補助		0.10%	—	—	—	—
水産加工資金	食 用	特 認	—	—	—	0.18%	—
		一 般	—	—	—	0.33%	—
	非 食 用		—	—	—	0.33%	—
農林設施漁業資金	共同利用施設	その他	0.90%	—	—	—	—
		災害復旧	—	0.10%	0.10%	0.10%	0.10%
	主務大臣指定施設	水産	内水面環境活用総合対策・非補助	0.10%	—	—	—
			その他	0.10%	—	—	—
		特別振興事業	設備	0.10%	—	—	—
			立ち上がり支援	0.25%	—	—	—
			低 成功判定 中 高	0.40% 2.65% 4.90%			
		災害復旧	—	0.10%	0.10%	0.10%	0.10%
	漁港	補助	第1、2種漁港	0.10%	—	—	—
			その他	0.25%	—	—	—
		非補助		0.10%	—	—	—
		災害復旧	—	0.10%	0.10%	0.10%	0.10%
漁業基盤整備資金	漁場整備	補助	都道府県営以外	0.10%	—	—	—
			都道府県営	0.25%	—	—	—
		非補助		0.10%	—	—	—
		災害復旧	—	0.10%	0.10%	0.10%	0.10%
	加工流通施設	中小企業等2.7億円まで	—	—	—	0.18%	—
		中小企業等2.7億円超	—	—	—	0.43%	—
中山間地域活性化資金	保健機能増進施設	中小企業等2.7億円まで	—	—	—	0.18%	—
		中小企業等2.7億円超	—	—	—	0.43%	—
	生産環境施設		0.10%	—	—	—	—
	一般		—	0.10%	0.10%	—	—
農林漁業セーフティネット資金							

(注)融資期間別の利率は、期間1年ごとに異なる場合があります。上表はこのうちの一部を掲載したものです。

## 関 係 機 関 連 絡 先

長崎県水産部水産経営課	095（895）2833 FAX（895）2583
日本政策金融公庫長崎支店 農林水産事業	095（824）6221 FAX（827）5185
農林中央金庫福岡支店	092（271）2111 FAX（271）0976
長崎県信用漁業協同組合連合会	095（829）2470 FAX（822）8198
長崎県漁業信用基金協会	095（823）8171 FAX（827）0915
長崎県漁業共済組合	095（822）1680 FAX（824）4615